

2018 年度（平成 30 年度） 第 4 回理事会

【2019 年（平成 31 年）3 月 4 日開催】

議 案 書

目 次

議 題

- 第 1 号議案 2019 年度資産運用方針に関する件(p.3)
- 第 2 号議案 2019 年度収支予算に関する件(p.4～5)
- 第 3 号議案 2019 年度事業計画に関する件(p.6～11, 募集要項は p.12～20)
- 第 4 号議案 2019 年度資金調達及び設備投資の見込みについて (p.21)

公益財団法人 前川報恩会

第1号議案 2019年度資産運用方針に関する件

当財団の2019年度資産運用方針を添付資料の通りに策定いたしました。審議のうえ承認を求めます。
(p.3)

第2号議案 2019年度収支予算に関する件

当財団の2019年度収支予算案を添付資料の通り策定いたしました。審議のうえ承認を求めます。
(pp.4～5)

第3号議案 2019年度事業計画に関する件

当財団の2019年度事業計画案を添付資料の通り策定いたしました。審議のうえ承認を求めます。
(pp.6～11, 募集要項は pp.12～20)

第4号議案 2019年度資金調達及び設備投資の見込みについて

当財団の2019年度資金調達及び設備投資の見込みについて、審議のうえ承認を求めます。(p.21)

報告事項

2017年度の各助成事業の報告書評価委員会日程及び結果（地域振興助成のみ）を、口頭でご報告申し上げます。

詳細は本年6月に予定しております、2019年度第1回理事会の「2018年度事業報告」において明記させていただきます。

以上

平成31年度資産運用方針に関する件

運用方針: 平成31年運用方針に関しては前年の方針を継続して下記のとおりとする。

(1)総運用資金の約8割は、円建資産で日本国債を中心として運用する。

(2)総運用資金の約2割は、通貨分散及び利率の観点から先進国国債を継続保有する。

(1)報告事項:

① 運用の環境

FRBが金融政策方針を柔軟化し、利上げの見送り方針を決定したため
日本国債の金利が低下し、10年国債もマイナス金利になりつつある。

② 運用状況

平成30年の予想と平成31年の予算の運用の比較

平成30年の運用予想は約54百万円で、平成31年の予算では57百万円と多少増加する予想でいる。

(2)今期運用:

① 平成31年3月20日満期の日本国債[6]を引き続き日本国債[15]で運用する。(みずほ証券)

期間は(1)②より20年債の国債を買わざるおえない。(金利 0.43% ↓)

② 今迄は運用先がみずほ証券に集中していたが、今後は日興証券とも取引し運用先を分散する。

定期預金 6億 [3, 4]で日本国債(20年債[15])を購入する。(日興証券)

【平成30年度】

安全運用

円建運用資産				
金融機関	運用商品	元本	表面利率	利息
1 みずほ銀行他	普通預金	¥300,000,000		2,226
2 みずほ信託	金銭信託	¥300,000,000	0.020%	30,025
3 みずほ銀行	定期預金	¥400,000,000	0.023%	91,999
4 みずほ銀行	定期預金	¥200,000,000	0.023%	45,999
5 みずほ証券	日本国債(20年)	¥1,000,000,000	0.600%	6,000,000
6 みずほ証券	日本国債(5年)	¥400,000,000	0.200%	800,000
7 みずほ証券	日本国債(10年)	¥300,000,000	0.600%	1,800,000
円建資産計		¥2,900,000,000		8,770,249

積極運用

8	外貨建運用資産			
金融機関	運用商品	数量(額面)	表面利率	合計
みずほ証券	外国国債	¥700,000,000	2.5%他	16,755,369
株式				
9	株式配当	¥147,120,000		29,184,000
				54,709,618

【平成31年度】

安全運用

円建運用資産				
金融機関	運用商品	元本	表面利率	利息
10 みずほ銀行他	普通預金	¥300,000,000		2,226
11 みずほ信託	金銭信託	¥300,000,000	0.020%	30,025
12 みずほ銀行	定期預金 解約	¥0	0.023%	0
13 みずほ銀行	定期預金 解約	¥0	0.023%	0
14 みずほ証券	日本国債(20年)	¥1,000,000,000	0.600%	6,000,000
15 みずほ証券	日本国債(20年)	¥1,000,000,000	0.430%	4,300,000
16 みずほ証券	日本国債(10年)	¥300,000,000	0.600%	1,800,000
円建資産計		¥2,900,000,000		12,132,251

積極運用

17	外貨建運用資産			
金融機関	運用商品	数量(額面)	表面利率	合計
みずほ証券	外国国債	¥700,000,000	2.5%他	16,437,106
株式				
18	株式配当	¥147,120,000		29,184,000
				57,753,357

2019年度収支予算(案)比較表
(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位:円)

科 目	予算比較			(予算差異)
	平成30年度予算	平成31年度予算案		
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				
基本財産受取配当金	29,184,000	29,184,000	0	株式会社前川 配当金: 1,459,200株 × 20円
② 特定資産運用益				
特定資産受取利息	25,345,000	28,569,357	3,224,357	国債等/円建て利息 12,100,000円 + 外国国債/外貨利息 16,437,106円
③ 雑収入				
経常収益計	54,529,000	57,753,357	3,224,357	
(2) 経常費用				
事業費				
学術研究助成金支出	21,000,000	23,000,000	2,000,000	平成30年度より増額
地域振興助成金支出	7,000,000	5,000,000	△2,000,000	平成30年度より減額
福祉助成金支出	9,000,000	9,000,000	0	平成30年度に準じる
事業管理費				
外部委員報酬	1,800,000	1,980,000	180,000	選考・評価/採点・出席/5万円 × 4回 × 9名 = 180万円 報告会2万円 × 9名 = 18万
役員報酬	900,000	1,060,000	160,000	理事会2万円 × 7名 × 3回 = 42万、評議員2万円 × 6名 × 1回 = 12万、監事5万 × 3回 × 2名 = 30万
給与等				報告会2万 × 11名 = 22万
給与負担金	12,800,000	14,300,000	1,500,000	常勤2名 90万 × 12ヶ月 = 1080万 賞与350万
退職給付金	150,000	250,000	100,000	
会議費	420,000	420,000	0	平成30年に順ずる。
旅費交通費	720,000	770,000	50,000	経常費用22万 + 報告会招待費4万 × 10名 = 40万 視察費用15万
通信運搬費	650,000	740,000	90,000	朝日印刷50万 インターネット + 電話 24万
事務用品費	300,000	400,000	100,000	新事務所用備品類
消耗品費	50,000	240,000	190,000	コピー代・他2万/月
水道光熱費	0	300,000	300,000	2.5万/月 × 12ヶ月 = 30万
賃借料	1,011,000	3,240,000	2,229,000	事務所家賃27万 × 12ヶ月 = 324万
リース料	0	120,000	120,000	パソコン・他 1万/月
支払手数料	500,000	980,000	480,000	会計システム使用料30万/年、ホームページ改善費 10万 その他 10万業務委託 48万
諸会費	172,000	172,000	0	助成財団センター会費
調査研究費	50,000	50,000	0	平成30年に順ずる。
広告宣伝費	0	0		
保険料	0	120,000	120,000	セコム・火災保険
福利厚生費	30,000	30,000	0	
諸税金	50,000	70,000	20,000	
経常費用計	56,603,000	62,242,000	5,639,000	
評価損等計上前当期経常増減額	△2,074,000	△4,488,643	2,414,643	
基本財産評価損益等				
特定資産評価損益等				
投資有価証券評価損益等				
評価損益等計				
当期経常増減額	△2,074,000	△4,488,643	2,414,643	
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
(2) 経常外費用				
当期経常外増減額				
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額	△2,074,000	△4,488,643	2,414,643	
一般正味財産期首残高	3,651,632,993	3,649,558,993		
一般正味財産期末残高	3,645,070,350	3,645,070,350		
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
III 正味財産期末残高	3,649,558,993	3,645,070,350	△4,488,643	

2019年度収支予算(案)
(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

公益財団法人 前川報恩会

公益目的事業比率
92.3%

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計	事業会計 の配賦率	配賦率の説明等
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 基本財産運用益					
基本財産受取配当金	26,265,600	2,918,400	29,184,000	90%	
② 特定資産運用益					
特定資産受取利息	25,712,421	2,856,936	28,569,357	90%	
③ 雑収入					
経常収益計	51,978,021	5,775,336	57,753,357		
(2) 経常費用					
事業費					
学術研究助成金支出	23,000,000		23,000,000	100%	
地域振興助成金支出	5,000,000		5,000,000	100%	
福祉助成金支出	9,000,000		9,000,000	100%	
事業管理費					
外部委員報酬	1,980,000		1,980,000	100%	選考・評価/採点・出席/5万×4回×9名=180万 報告会2万×9名=18万
役員報酬	0		0		
給与等					
給与負担金	12,870,000		12,870,000	90%	常勤2名 90万×12ヶ月=1080万 賞与350万 配賦比率は9:1
退職給付金	225,000		225,000	90%	配賦比率は9:1
会議費	300,000			71%	平成30年度予算に順ずる/配布比率は校割 報告会費用30万円を公益目的
旅費交通費	550,000		300,000	71%	経常費22万円+報告会招待費4万円×10名+視察費用15万 55万を公益目的
通信運搬費	500,000		500,000	67%	朝日印刷50万円/年・インターネット+電話2万円×12ヶ月 50万を公益目的
事務用品費	360,000		360,000	90%	配賦比率は9:1
消耗品費	216,000		216,000	90%	平成30年度予算に順ずる。配賦比率は9:1
水道光熱費	270,000		270,000	90%	月2万5千円×12ヶ月=30万円 配布比率 9:1
賃借料	2,916,000		2,916,000	90%	事務所家賃27万円×12ヶ月 配布比率は9:1
リース料	108,000		108,000	90%	配賦比率は9:1
支払手数料	0		0	0%	会計システム年間使用料30万円+ホームページ改善費用10万円+その他10万円 100%法人
諸会費	100,000		100,000	58%	助成財団センター会費+公益法人協会会費 財団センター会費を公益目的
調査研究費	45,000		45,000	90%	今後の財団運営改善の為の書籍購入費 配布率は9:1
広告宣伝費	0		0		郵送による案内/機関紙等への広告はしない。
保険料	12,000		12,000	10%	賃貸事務所に於ける火災保険・警備保障等 配布比率は9:1
事業費計	57,452,000		57,452,000		
一般管理費					
役員報酬		1,060,000	1,060,000	100%	
給与等					
給与負担金		1,430,000	1,430,000	10%	
退職給付金		25,000	25,000	10%	
会議費		120,000	120,000	29%	
旅費交通費		220,000	220,000	29%	
通信運搬費		240,000	240,000	33%	
事務用品費		40,000	40,000	10%	
消耗品費		24,000	24,000	10%	
水道光熱費		30,000	30,000	10%	
賃借料		324,000	324,000	10%	
リース料		12,000	12,000	10%	
支払手数料		980,000	980,000	100%	
諸会費		72,000	72,000	42%	
調査研究費		5,000	5,000	10%	
広告宣伝費		0	0		
保険料		108,000	108,000	90%	
福利厚生費		30,000	30,000	100%	平成30年度に準じる。
諸税金		70,000	70,000	100%	登記手数料
減価償却費		0	0		
管理費計	0	4,790,000	4,790,000		
経常費用計	57,452,000	4,790,000	62,242,000		
評価損等計上前当期経常増減額	△5,473,979	985,336	△4,488,643		
基本財産評価損益等					
特定資産評価損益等					
投資有価証券評価損益等					
評価損益等計					
当期経常増減額			△4,488,643		
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
(2) 経常外費用					
当期経常外増減額					
他会計振替額					
当期一般正味財産増減額			△4,488,643		
一般正味財産期首残高			3,649,558,993		
一般正味財産期末残高			3,645,070,350		
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額					
指定正味財産期首残高					
指定正味財産期末残高					
III 正味財産期末残高			3,645,070,350		

第 3 号議案 2019 年度事業計画に関する件

2019 年度 事業計画書

公益財団法人 前川報恩会
2019 年 4 月 1 日～
2020 年 3 月 31 日

I. 基本方針

当財団は、株式会社前川製作所の創設者である故前川喜作が私財2億円を基金として拠出し、昭和42年12月に設立、学術振興および社会福祉の充実に目的とする助成事業を毎年継続的に行ってきました。

平成24年10月1日に一般財団法人へ移行後、これまでの理念を継承しつつ新しい法人としてスタートし、①学術及び科学技術の振興、②地域社会の健全な発展、③障がい者の支援を目的とする三事業を行って参りました。

平成28年4月1日からは、公益財団法人として上記3事業を「萌芽的な学術研究、福祉活動及び地域活動に対する支援を主とした助成事業」として統合し、これまで蓄積してきた学術研究及び社会福祉における豊富な経験及び地域振興における新たな知見を基盤として、より一層の公益性をもって時代の要請に応えるべく、以下に示す具体的事業計画に基づいて事業を推進させて参ります。

II. 事業計画

1. 定款第4条1項1号にかかる助成事業（学術研究助成）

（1）目的

食料・食品・エネルギー・環境に関する研究を担う研究者に対して助成金の交付を行い、研究内容の向上を図り、もってより良い人類社会に向けての課題を解決することを目的とする。

（2）事業内容

助成対象：

- ① 食料・食品の生産・加工・流通・保存・備蓄に関わる研究
- ② 再生可能エネルギーに関わる研究
- ③ 環境保全・地球温暖化防止・エネルギーの変換/貯蔵/輸送に関わる研究

申請資格：下記の要件を全て満たす者とする

- ① 大学法人、高等専門学校に所属する常勤の研究者
- ② 博士号取得者であり、申請内容に関する学会発表、または論文投稿を行う予定のある方
- ③ 45歳以下とする

助成金額：2,300万円（一件あたりの助成額の上限は300万円）

助成件数：5件以上30件以下

選考：学術研究助成選考委員会において選考を行う

募集：以下の通りに募集を行う。

- ① ホームページ上での募集要項の公開
- ② 助成分野に関連する学会の機関紙における広告
- ③ 関連学会奨励賞受賞者に対するダイレクトメール
- ④ 大学窓口を通した助成対象者への案内

(3) 実施時期

- ・募集：2019年9月1日～2019年9月30日
- ・選考：2019年11月中（予定）
- ・承認：2019年12月中の理事会
- ・通知及び交付：理事会の承認後、速やかに行う

2. 定款第4条1項2号にかかる助成事業（地域振興助成）

(1) 目的

天然資源又は文化的資産を保全・活用し、当該地域の発展に寄与する継続的事業に対して助成を行い、当該地域の活性化に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

助成対象：①地域環境又は地域文化活動の保全・活用を通じ、
当該地域の発展に寄与する継続的事業
②地域に根ざした未利用エネルギーの有効活用もしくは、
農と食のイノベーションと地域力アップに繋がる事業

重点目標：多世代が参与し、その実施を通じて

高齢層から若年層への伝承が含まれる事業を積極的に助成する

申請資格：NPO法人等の非営利団体、学校法人

助成金額：500万円（一件あたりの助成額の上限は100万円）

助成件数：5件以上

選考：地域振興助成選考委員会において選考を行う

募集：ホームページ上における募集要項の公開をもって行う

(3) 実施時期

- ・募 集：2019 年 8 月 1 日～2019 年 8 月 31 日
- ・選 考：2019 年 10 月中（予定）
- ・承 認：2019 年 12 月中の理事会
- ・通知及び交付：理事会の承認後、速やかに行う。

3. 定款第 4 条 1 項 3 号にかかる助成事業（福祉助成）

(1) 目的

社会福祉の向上を目的として、障がい者を援護する団体の取り組みに対して援助を行う。

(2) 事業内容

助成対象：

(1) 障がい者の生活支援や就労支援の環境改善に資する物品

(2) 障がい者の福祉向上に資する取り組み

重点目標：規模の小さい団体を積極的に助成する

申請資格：

(1)：NPO 法人・社会福祉法人等の法人格を有する非営利法人であること

(2)：非営利団体で、実務者（NPO 法人・社会福祉法人等の職員）の参加が見込まれること

助成金額：(1)及び(2) 900 万円（一件あたりの助成額の上限は 100 万円）

助成件数：(1)及び(2) 20 件程度

選考：福祉助成選考委員会において選考を行う

募集：ホームページ上における募集要項の公開をもって行う

(3) 実施時期

- ・募 集：2019 年 7 月 1 日～2019 年 7 月 31 日
- ・選 考：2019 年 9 月中（予定）
- ・承 認：2019 年 12 中の理事会
- ・通知及び交付：理事会の承認後、速やかに行う

4. 報告会の開催

(1) 目的

各助成事業（学術・地域・福祉）の成功事例を当財団の関係者、並びに大学関係者・福祉助成財団センター等への呼びかけを行い、希望する者全員で聞くことにより、今後の助成事業の改善に繋げていくことを目的とする。

2019 年度においては、2017 年度の助成対象者のうち、受領した報告書の評価が高かったものを学術・地域・福祉の 3 分野で 2 件ずつ都内に招致し、報告を行ってもらう。

(2) 内容

招致対象：2017 年度助成対象者のうち、評価委員会において評価の高いものを 2 件ずつ

【学術 2 名、地域・福祉各 2 団体（1 団体 2 名）＝8 名、計 10 名】

招致予算：旅費交通費 40 万円

（東京・大阪間の新幹線往復費用約 4 万円を 一人当たりの標準的な招致費として見込み、約 10 名を招致する）

(3) 実施

- ・日時：2019 年 5 月 18 日（土）（予定）
- ・場所：東京都内

5. 視察及び助成案内の実施

(1) 目的

助成事業のニーズの深堀り及び助成申請を募り、当該年度以降のより良い助成事業の展開のための知見の蓄積を目的とする。

(2) 内容

対象：学術研究助成・地域振興助成・福祉助成の助成対象者

予算：15 万円

(3) 実施

- ・ 時期：2019 年度中
- ・ 場所：日本国内

以上

公益財団法人前川報恩会 2019 年度学術研究助成 募 集 要 項 (案)

○はじめに

公益財団法人前川報恩会では、昭和42年の設立以来、「環境・エネルギー・食料」をキーワードに、数多くの研究者に学術研究助成を行ってまいりました。これからも、持続可能社会の実現に向けた環境親和型の技術立国を支えるべく、イノベーションにつながる世界的に先進な研究に助成を行うと共に、既存の枠組みを超え新たな知見・見識の発掘に取り組もうとする研究者を支援いたします。とりわけ、これから研究者としての実績を積み上げんとする若手の研究者を支援すべく、萌芽的な基礎研究やフェジビリティスタディ等の助成支援を行っていきます。是非本趣旨にご賛同いただき、積極的に応募されることを切望します。

1. 助成対象分野

研究助成事業では、「環境・エネルギー・食料」に関する研究に於いて、下記の分野を助成対象とします。自然科学分野・工学分野を問わず、幅広い分野からのご応募をお待ちしております。

1. 食料・食品の生産・加工・流通・保存・備蓄に関わる研究

〈参考例〉

- (A) 農林水産分野に於ける新しい取組み研究
- (B) 食品（特に生鮮食料）の鮮度保持技術・長期保存技術等
- (C) 食品製造分野の AI・IoT、センシング、ロボットの新技术や活用技術

2. 再生可能エネルギーに関わる研究

〈参考例〉

- (A) 水資源・太陽光・太陽熱・地熱の資源利用技術
- (B) 資源リサイクル技術

3. 環境保全・地球温暖化防止・エネルギーの変換/貯蔵/輸送に関わる研究

〈参考例〉

- (A) ヒートポンプシステム技術・環境対応空調技術
- (B) 機能性材料を用いた革新的な熱交換技術

2. 申請期間

Web 申請のみ：2019 年 9 月 1 日～2019 年 9 月 30 日 17：00 まで登録完了してください。

3. 申請方法

インターネット回線を利用し、当財団ホームページの「助成事業登録フォーム」に必要事項、及び申請内容の概略を記入した上で、下記書類と共に送信してください。

- ① 申請書 (1) 当財団ホームページ上から書式をダウンロードし、PDF に変換すること
(2) 申請課題番号 (例 (1)) を指定箇所に明記すること
- ② 業績論文 (申請テーマに関する業績論文が望ましいが、該当物無しの場合は主要業績論文でも可)

4. 助成金額

助成総額 2,300 万円

※助成額に関しては、全ての分野に於いて、1 件につき 50 万円～300 万円を限度とします。

※審査の結果、申請額から減額して助成する場合があります。

5. 助成期間

助成金交付日～2020 年 12 月 31 日 支払等、全ての手続きを完了してください。

ただし、研究期間は最大 2 年間まで可能とします。

その場合の助成期間は、助成金交付日～2021 年 12 月 31 日までとなります。

助成金は研究期間にかかわらず、最大 300 万円が助成開始時に支払われます。

申請時に、① 1 年間、② 2 年間、と期間を選択していただきます。

また、2 年間の場合も 1 年毎に報告書を提出ください。

6. 申請資格

下記の要件を全て満たす方が応募できます。

- ① 大学法人、高等専門学校に所属する常勤の研究者とします。
- ② 学生・研究生は不可とします。
- ③ 年齢は、応募締切時において 45 歳以下、とします。
- ④ 博士号取得者の方。且つ、研究の場を確保し、独自のテーマで主体性を保ちつつ研究を遂行出来る方とします。
- ⑤ 研究者代表として、申請内容に関する学会発表または論文投稿を行う予定がある方とします。
- ⑥ 企業との共同研究を予定されている研究課題に対しては、助成できません

7. 助成対象となる費用

当財団の助成金は、申請する事業の遂行に必要不可欠な事由を明記した費用に対してのみ使用してください。詳細については「助成金取扱規則」を参照してください (別表 1 に該当する費用の申請は選考の対象外とします)。

8. 助成対象者の義務等

(1) 助成金取扱規則の遵守 (※必須)

(2) 研究成果報告書及び収支報告書の提出 (※必須)

「助成事業ページ」内の様式に従い必要事項を記入の上、PDF へ変換して提出してください。

・提出期間

2021 年 1 月 1 日～2021 年 1 月 20 日 17:00 までに完了のこと

尚、2 年間の助成者は、①2021 年 1 月 20 日、②2022 年 1 月 20 日、と 2 回提出してください。

(3) 成果の発表及び発表論文の提出（※必須）

助成を受けた研究についてはその成果を社会に広く還元するため、学会発表を原則とします。

この発表時には当財団の助成金との関連性を明確にするため、謝辞を明記してください。

（なお、2020年12月31日時点において未発表の場合には、1頁目に発表予定年月・学会名・概要を記した発表草稿を提出の上、発表後には必ず本稿を提出してください。）

(4) 助成事業報告会への出席（※当財団からの打診があった場合）

助成事業報告会（2021年5月頃、東京都内）への出席。

（なお、指定する会場への旅費（交通費・宿泊費、但し日当は除く）往復分に関しては、当財団が負担します。）

(5) 訪問受入（※当財団からの打診があった場合）

当財団の今後の助成事業の発展のため、資格要件及び研究内容に関して研究室を訪問させていただく場合には、これの受け入れをお願いします。

※1 (2) 研究成果報告書（収支報告書は除く）、(4) 事業報告会での様子および(5)の訪問結果は、当財団のホームページで公開します。

なお、(3)で提出頂いた論文に関しても当財団ホームページ上で公開させていただく予定ですが、公開時期や著作権等の問題がある場合には、ご連絡いただければ差し控えます。

※2 未使用の助成金がある場合や、事前の届け出無しに申請時の使途と大きく異なる支出を行った場合、報告書の提出義務等に違反した場合には、助成金の一部又は全部の返還を求めることがあります。
申請に際しては「助成金取扱規則」を熟読のうえ、助成金受領後も同規則を遵守してください。

9. 選考基準

- ・ 当財団の助成の趣旨と合致し、企業等の助成や補助が得難い等、助成する必要性が高いもの。
- ・ 既存の分野にない独創性に優れたもの、新領域を開発する萌芽的なもの。
- ・ 研究内容が先駆性の高いもの、イノベーション又は産業社会の発展が期待できるもの。

10. 選考手続

募集：2019年9月1日～2019年9月30日 17：00まで（Web申請のみとします）

選考：2019年11月中

※学術研究助成選考委員会が「学術研究助成申請書」に基づいて審査、選考します

承認：2019年12月中の理事会

交付：理事会における承認後速やかに交付します

11. その他

助成期間中に所属機関の異動、当該研究の変更や中止、助成金の使途変更、あるいは他の研究者によって研究を遂行する必要が生じた場合は、遅滞なく当財団までご連絡ください。

なお、採否の理由についての照会には回答いたしかねますので、この旨了承願います。

以上

募 集 要 項 (案)

1. 助成対象となる事業

①多世代が参与し、高齢層から若年層への伝承が含まれる天然資源及び文化的資産の保全・活用を通じ、当該地域のコミュニティの発展に寄与する継続的事業

例) ・ 地場の自然保護活動、周辺地域の活性化活動
・ 学校法人が課外活動として行う地域交流活動・地域調査活動（域学連携）など

・ 地域循環圏の活用、広域連携活動

②地域に根ざした未利用エネルギーの有効活用、もしくは農と食のイノベーションと地域力アップに繋がる事業

例) ・ 農村部に於いて再生可能なエネルギー資源活用を図り、地域プロジェクトとして新しい農業と地産食料加工の取り組み

・ 地域のイベントを通じた食と地域振興を結び付けたプロジェクト

・ SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み

2. 申請期間

Web 申請のみ：2019 年 8 月 1 日～2019 年 8 月 31 日 17：00 まで登録完了してください。

3. 申請方法

インターネット回線を利用し、当財団ホームページの「助成事業登録フォーム」に必要事項及び申請内容の概略を記入した上、下記書類と共に送信してください。

- ① 申請書 （当財団ホームページ上から書式をダウンロードし、PDF に変換してください。）
- ② 事業計画書 ※2019 年度
- ③ 予算書 ※2019 年度
- ④ 決算報告書 ※2018 年度（設立初年度の団体は不要）
- ⑤ 事業報告書 ※2018 年度（設立初年度の団体は不要、ただし、実績報告の書面を提出してください。）

4. 助成金額

助成対象①および②：500 万円（1 件あたり 50 万円～限度額 100 万円）

5.助成期間

助成金交付日～2020年12月31日 支払等、全ての手続きを完了してください。

6.申請資格

NPO 法人等の非営利団体、学校法人

7.助成対象となる費用

当財団の助成金は、申請する事業の遂行に必要不可欠な費用に対してのみ使用してください。

詳細については、「助成金取扱規則」を参照してください（別表1に該当する費用の申請は、選考の対象外とします）。

8.助成対象者の義務等

(1).助成金取扱規則の遵守（※必須）

(2).事業成果報告書及び収支報告書の提出（※必須）

「助成事業ページ」内の様式に従い、必要事項を必ず記入の上、PDFへ変換して提出してください。

収支報告書には、領収書を必ず添付してください（料金振込をもって受領等の契約がある場合に関しても、領収書を取得してください）。

・提出期間

2021年1月1日～2021年1月20日 17:00までに完了してください。

(3).成果物等の提出（※該当する場合）

実施した事業の成果物（当財団への報告書とは別に独自で作成した会誌・報告書等）がある場合には、これを提出してください。

なお、当財団からの助成金を受けて実施した事業においては、その旨を明記してください。

(4).助成事業報告会への出席（※当財団からの打診があった場合）

助成事業報告会（2021年5月頃、東京都内）への出席。

（なお、指定する会場への旅費（交通費・宿泊費、但し日当は除く）往復分に関しては、当財団が負担します。）

(5).訪問受入（※当財団からの打診があった場合）

当財団の今後の助成事業発展のため、貴団体を訪問させていただく場合には、これの受け入れ。

- ※1 (2)の事業成果報告書（収支報告は除く）、(4)事業報告会での様子及び(5)の訪問結果は、当財団のホームページで公開します。
- なお、(3)で提出頂いた成果物等に関しても当財団ホームページで公開させていただく予定ですが、個人情報等の問題がある場合には、申し出により公開を差し控えます。
- ※2 未使用の助成金がある場合や、事前の届け出無しに申請時の使途と大きく異なる支出を行った場合、報告書の提出義務等に違反した場合には、助成金の一部、または全額返還を求めることがあります。
- 申請に際しては、「助成金取扱規則」を熟読の上、助成金受領後も同規則を遵守してください。**

9.選考手続

- 募集 : 2019年8月1日～2019年8月31日 17:00まで（Web申請のみとします）
- 選考 : 2019年10月中
- ※地域振興助成選考委員会が「地域振興助成申請書」に基づいて審査、選考します。
- 承認 : 2019年12月中の理事会
- 交付 : 理事会の承認後、速やかに行います。

10.その他

- 申請内容に変更があった場合は、助成事業ページから登録データを修正してください。
- なお、採否の理由についてのご照会には回答いたしかねるので、この旨了承願います。

以上

募 集 要 項 (案)

はじめに

当財団では昭和 42 年の設立以降、福祉事業を営む法人に対して 2,000 件以上の助成を行って来ました。これまでの実績を振り返ると、福祉事業所で必要とされる物品の購入を、一般器具・福祉用具の別を問わず、幅広く支援してきた結果となっています。今後は、利用者主体の福祉事業として特色を発揮すべく、障がい者が抱える課題に対して直接的な働きかけが出来る物品や取り組みに対して、積極的に助成をしていきます。

1.助成対象

対象(1)：障がい者の生活支援や就労支援の環境改善に資する物品

…施設利用者に対するサービスの向上に必要な物品

例) 援護・介護・訓練等のサービス向上に明確に資する福祉用具

サービスの向上に資する創意工夫を施した用途で使用する予定の一般器具

対象(2)：障がい者の福祉向上に資する取り組み

(2)-A 利用者に対するプログラムの拡大

例) 施設利用者に対する機能訓練の拡充等 ※

※物品の購入が大半を占める場合は、対象(1)で申請すること

(2)-B 地域共生型プログラムの実施

…施設利用者の別を問わない、地域に開かれた福祉プログラムの実施

例) サロンづくり、特定の障がいに対する啓発活動など

(2)-C 調査・研究

…障がい者の福祉向上に資する調査・研究

例) 学校法人所属の研究者による、フィールドワーク・実証を旨とした研究活動

実務者（施設の従業員）による、施設内の自立訓練プログラム拡大のための調査活動 など

2.申請期間

Web 申請のみ：2019 年 7 月 1 日～2019 年 7 月 31 日、17：00 まで登録完了してください。

3.申請方法

インターネット回線を利用し、当財団ホームページの「助成事業登録フォーム」に必要事項及び申請内容の概略を記入した上で、下記書類と共に送信してください。

- ① 申請書 (当財団ホームページ上から書式をダウンロードし、PDF に変換してください。)
- ② 事業計画書 ※2019 年度
- ③ 予算書 ※2019 年度
- ④ 決算報告書 ※2018 年度 (設立初年度の団体は不要)
- ⑤ 事業報告書 ※2018 年度
(設立初年度の団体は不要、**但し団体としての発足以前の報告書等があれば提出してください。**)
- ⑥ 助成希望物品の型番・品名等のわかる物品明細 (据付工事等を含む場合はこの見積書)

4.助成金額

(1)及び(2)：900 万円 (1 件あたりの助成金額の上限は 100 万円)

5.助成期間

助成金交付日～2020 年 12 月 31 日 支払等全ての手続きを完了してください。

※ 上記の助成期間内に申請書記載の物品を購入してください。

(助成金交付日前に購入したものに対する助成ではありません。)

6.申請資格

対象(1)：NPO 法人、社会福祉法人等の法人格を有する非営利法人であること。

対象(2)：非営利団体で、実務者 (NPO 法人、社会福祉法人等の職員) の参加が含まれること。

7.助成対象となる費用

当財団の助成金は、申請内容の充足に必要な不可欠な費用に対してのみ使用してください。**一般的な経費の補填ではありません。**

詳細については、「助成金取扱規則」を参照してください (別表 1 に該当する費用の申請は、選考の対象外とします)。

8.助成対象者の義務等

(1).助成金取扱規則の遵守 (※必須)

(2).使途報告書及び収支報告書の提出 (※必須)

「助成事業ページ」内の様式に従い、必要事項を記入の上、PDF へ変換して提出してください。

収支報告書には、領収書を必ず添付してください (料金振込をもって受領等の契約がある場合に関しても、領収書を取得してください)。

・提出期間

2021 年 1 月 1 日～2021 年 1 月 20 日 17 : 00 までに完了してください。

(3).成果物等の提出（※該当する場合）

- ・当財団からの助成金を受けて購入した物品には、その旨を明記し写真を提出してください。
また、物品を利用した効果・成果があれば、コメントを明記してください。
- ・当財団からの助成金を受けて実施した事業の成果物（当財団への報告書とは別に独自で作成した会誌・報告書等）がある場合には提出してください。
なお、当財団からの助成金を受けて実施した事業においては、その旨を明記してください。

(4).助成事業報告会への出席（※当財団からの打診があった場合）

助成事業報告会（2021年5月頃、東京都内）への出席。

（なお、指定する会場への旅費（交通費・宿泊費、但し日当は除く）往復分に関しては、当財団が負担します。）

(5).訪問受入（※当財団からの打診があった場合）

当財団の今後の助成事業発展のため、貴団体を訪問させていただく場合には、これの受け入れ。

※1 (2)の使途報告書（収支報告は除く）、(4)事業報告会での様子及び(5)の訪問結果は、
当財団のホームページで公開します。

なお、(3)で提出頂いた成果物等に関しても当財団ホームページで公開させていただく予定ですが、個人情報等の問題がある場合には、申し出により公開を差し控えます。

※2 未使用の助成金がある場合や、事前の届け出無しに申請時の使途と大きく異なる支出を行った場合、報告書の提出義務等に違反した場合には、助成金の一部、または全額返還を求めることがあります。

申請に際しては、「助成金取扱規則」を熟読の上、助成金受領後も同規則を遵守してください。

9.選考手続

募集：2019年7月1日～2019年7月31日 17:00まで（Web申請のみとします）

選考：2019年9月中

※福祉助成選考委員会が「福祉助成申請書」に基づいて審査、選考します

承認：2019年12月中の理事会

交付：理事会における承認後、速やかに行います

10.その他

申請内容に変更があった場合は、助成事業ページから登録データを修正してください。

なお、採否の理由についてのご照会には回答いたしかねるので、この旨了承願います。

以上

第 4 号議案 2019 年度資金調達及び設備投資の見込みについて

事業 年度	自	2019 年 4 月 1 日	公益財団法人前川報恩会
	至	2020 年 3 月 31 日	

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

借入れの予定	なし		
事業番号	借入れ先	金額	使途
		円	

(2) 設備投資の見込みについて

設備投資の予定	なし		
事業番号	設備投資の内容	支出又は収入の 予定額	資金調達方法又は 取得資金の使途
		円	

※当書類は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 21 条及び施行規則第 37 条に基づき作成の上、理事会の承認を得るものである。